

第七十四回帝國議會
衆議院

民族優生保護法案委員會會議錄(速記)第七回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
花柳病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
理容師法案(山川頼三郎君外四名提出)

(四四〇)

會議

昭和十四年三月二十四日(金曜日)午後一時
五十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 清 寛君

理事信太儀右衛門君 理事山川頼三郎君

理事小野 廉君

八木 逸郎君 村松 久義君

北 吟吉君 野方 次郎君

高橋熊次郎君 池田七郎兵衛君

樋口善右衛門君 熊谷五右衛門君

井上 良次君

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 津崎 尙武君

厚生參與官 綾部健太郎君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 中山 福藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

花柳病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

理容師法案(山川頼三郎君外四名提出)

○清委員長 是ヨリ開會致シマス、昨日ニ引續キマシテ花柳病豫防法中改正法律案

ヲ議題ト致シマス、質疑ハ大體終了致シタヤウデゴザイマスカラ、討論ニ入りタイト思ヒマス——高橋君

○高橋委員 吾々ノ花柳病撲滅ニ關スル意見ハ、質問ノ間ニ大體之ヲ盡シ得タト考ヘルノデアリマシテ、今更之ヲ繰返ス要ハナイノデアリマスルケレドモ、事ガ祕密ノ事項ニ關聯シ、賣笑制度取締ノ不統一不徹底カラ致シマシテ、其ノ間ニ於ケル性病蔓延ノ統計等ハ正確ナルモノヲ蒐集シ得ナイ嫌ヒガアルノデアリマシテ、強制力ヲ以テ統計資料ヲ蒐集シ得ルモノハ、徴兵検査ニ現ハレタ成績ノミデアルヤウニ考ヘルノデアリマス、唯他ノ一面ニ於テ公娼制度ニ於ケル檢診施設ノ整備サレタル處ニテハ、娼妓ニ對スル是等ノ統計ハ、強制力ヲ以テ取り得ル種類ニ數ヘテ宜カラウト思フノデアリマスガ、其ノ他ハ隨時ニ任意的ニ蒐集シタル統計デアツテ、其ノ正確ヲ期シ得ナイト思フノデアリマス、是等ノ統計ヲ基礎ト致シマシテ、我國ニ於ケル花柳病ノ情勢ヲ論議スル時ニ於テ、幾多ノ誤謬ガ生ジテ來ルコトハ當然ノコトト思フノデアリマスルカラ、當局ニ於カレテハ是等ノ實情ニ鑑ミ

十分御注意ニナルベキデアルト考ヘマス、又一般ニ壯丁ト言ヒマシテモ、都會ト地方ト環境ニ依ツテ著シク罹病率ノ異ル場合ガアルノデアリマス、而シテ多クハ修養時代デアリマスルカラ、學校生活ヲヤツテ居ル者、或ハ家庭ニ於テ嚴重ナル父母ノ監視ノ下ニアル者等ハ、斯ル危險ニ接觸スル機會ガ少イノデアリマス、隨テ壯丁等ノ罹病率ヲ以テ一般ヲ律スルト云フコトハ、正確ヲ期シ得ナイノミナラズ、非常ナル誤謬ニ陥ラストモ限ラヌモノデアリマスルカラ、尙ホ一層吾人ハ性病關係ノ研究調査ニ深甚ナル注意ヲ致サナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、是等ノ事態ヲ考察致シマシテ、比年増加ノ趨勢ヲ辿ル性病ノ蔓延ニ對シマシテハ、ドウシテモ國家ノ強制力ト、而シテ之ニ要スル制度ノ整備強化、竝ニ必要ナル經費ノ國庫支出ヲ増加スルト云フコトガ、最モ肝要ニシテ且ツ刻下ノ緊急ナル政務ノ一ツデアルト考ヘルノデアリマス、仍テ吾々委員間ニ於テ、各派ヲ通ジテ左ノ希望條項ヲ定メタノデアリマス

正案ヲ次ノ議會ニ提出スベシ

一、政府ハ現在在地方府縣ニテ施行中ノ公私娼ノ檢診制度ヲ改正シ入院治療費ノ増額ヲ計リ治療機關ノ擴充ヲ期スベシ

一、政府ハ花柳病ノ治療ニ困難セル勤勞大衆ノ爲ニ地方自治團體ニ交付補助金ヲ増額シテ公費實費ノ診療機關ヲ増設擴充スベシ

一、政府ハ花柳病ノ撲滅ヲ計ルタメ中央機關ヲ樹立スベシ

一、政府ハ毎年定期ニ花柳病ノ豫防撲滅ノ國民運動ヲ展開スベシ

以上デアリマス、政府ハ是等ノ希望條項ヲ十分御研究ノ上ニ、其ノ目的ノ達成ニ努メラレンコトヲ切望致シマシテ、原案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

○清委員長 信太君

○信太委員 本員モ只今高橋君ノ希望意見ニ贊成ノ意ヲ表シ、原案ニ贊成スル者デアリマス、花柳病豫防法ト云フ法律ガマガダ國家ニ存續スルコトニハ、國民トシテノ正義ノ念ニ對シテ私等ハ悲シマザルヲ得ナイノデアリマス、斯ウ云フヤウナ法律ヲ國家ガマダ存置シテ居ナケレバナラヌト云フコトハ、

一 政府ハ現行花柳病豫防法ノ根本的改

希望條項

一 政府ハ現行花柳病豫防法ノ根本的改

希望條項

吾々ハ國民ノ正義心ト云フモノガ那邊ニアルカヲ悲シムノデアリマス、併シナガラ一旦立法トナツテ現ハレタ以上ハ、飽クマデ用意周到ニシテ萬遺漏ナキヲ期セナケレバナラスコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ趣旨ニ於キマシテ、政府ニ對シマシテモ官民協力シテガ是正ヲ期待スルコトハ、今ノ希望條項ニモアリマシタ通りデアリマシテ、來議會ニ必ズ之ヲ提案致シマシテ、根抵的ニ此ノ病害ヲ國家カラ除去スルト云フコトハ、我ガ日本ノ當然執ルベキコトト私ハ考ヘマス、是等ノ點ヲ考ヘマシテ原案ニ賛成スル者デアリマス

○清委員長 井上君

○井上委員 私モ只今高橋サンガ御述ニナリマシタ希望條項ヲ付シマシテ、本改正法律案ニ賛成ヲ申上ゲル譯デアリマス、御承知ノ通り支那ノ長期抗戰ガ愈、深刻化シ擴大致シマシタ時ニ於キマシテ、我國ノ最大ノ目標デアアル東亞新秩序ノ建設ヲ速ニ完成スルニハ、何ヨリモ重要ナ問題ハ、有能ニシテ健全ナル青壯年大衆ヲ如何ニ培養シ、如何ニ確保スルカト云フ問題デアアルノデアリマス、然ルニ事變ノ深刻化ニ伴ツテ、花柳病ト結核患者ガ急激ニ増加シテ居ル現状ヲ吾々ハ非常ニ遺憾ニ存ズルノデアリマス、

而モ此ノ花柳病ノ爲ニ多クノ勤勞青年大衆ガ惱ミ苦シミ、其ノ身體ト家庭ガ破壊サレ、又我國ノ産業上、國防上、民族ノ發展ノ上ニ重大ナル支障ヲ來シテ居ルノデアリマシテ、政府ト致シマシテハ、此ノ現状ニ對シテ根本的ナ檢討ヲ加ヘル必要ガアルト思フノデアリマス、既ニ私申上ゲタノデアリマシガ、本病ハ單ナル個人ノ不攝生、又ハ個人ノ祕密病デナイノデアリマシテ、此ノ病氣ノ發生ノ原因ガ實ニ今日ノ社會的經濟的ナ國民生活ノ中ニ存致シテ居ルコトヲ私共ハ認メマシテ、政府モ亦速ニ此ノ病氣ノ根本的ナ豫防撲滅對策ヲ樹立スベキデアラウト思フノデアリマス、ソレガ爲ニハ特ニ國民ノ中堅デアリマス青壯年大衆ヲ花柳病ノ傳染カラ防止スル目的ヲ以テ、彼等ノ生活ヲ保障シ、職業ヲ守リ、未婚青年ニ對シマシテハ出來ルダケ速カナル結婚ヲ獎勵シテ、健全ナル家庭生活ヲ營マシメ、更ニ出來ルコトデゴザイマスナラバ禁酒ヲ斷行セシメ、サウシテ明朗健全ナル娛樂、慰安、修養ノ機關ヲ利用セシメルコトデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ具體的ニハ、前ニ希望條項ノ第一項ニモアリマシタヤウニ、現行ノ花柳病豫防法ヲ根本的ニ改正ヲ致シマシテ、相當多額ナル豫算ヲ計上シテ、

計畫的ナ撲滅對策ヲ打立テテ、廣ク國民ノ理解ヲ深メ、且ツ其ノ協力ヲ求メ、速ニ花柳病ノ撲滅ヲ圖リマシテ、國民體位ヲ確保シ、民族ト國家ノ發展ノ爲ニ政府ガ全力ヲ向ケラレルヤウニ只管切望致シマシテ、本改正案ニ賛成ノ意ヲ表スル譯デゴザイマス

○清委員長 討論ハ終局致シタヤウデアリマス、本案ハ全會一致可決シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○清委員長 ソレデハ可決致シマシタ（拍手）

○清委員長 次ニ昨日ニ引續イテ理容師法案ノ審議ヲ進メタイト思ヒマス——中山君

○中山福藏君 衛生局長ハ來ラレマスカ

○清委員長 今呼びニ行キマシタ

○中山福藏君 本法案ハ既ニ山川君カラ其ノ提案理由ハ述べラレタサウデアリマスカラ、私ハ山川君ノ提案理由ニ蛇足ヲ加ヘルコトヲ止メマシテ、全然同一ノ趣旨ニ則ツタモノデアアルト云フコトヲ申述ベテ、質疑ニ入りタイト思ヒマス、一番手ツ取早ク私ハ政府委員ノ方ニ、極ク核心ニ觸レタ御答辯ヲ得タイト爲ニ、斯ウ云フコトヲ申上ゲテ見タイ、此處ニ厚生政務次官竝ニ高野局長ガ才控ヘニナツテ居リマスガ、若シアナク

方ガ理髮店ニオ出デニナツタ時ニ、不幸ニシテ黴毒——黴毒ト云フモノハ大阪ノ醫科大學デ博士論文ニマデナツテ、結核病菌竝ニ黴毒菌ト云フモノガ皮膚カラモ入ルト云フコトハ、既ニ社會ノ注目スル所トナツテ、學界ニ於テモ之ヲ博士タルノ價值アリトシテ博士ノ稱號ヲ授與サレタノデアリマス、サウ云フヤウナ關係デ、理容師ガアナタ方ノ身體ニ接觸シタ時ニ病氣ニ御罹リニナツテ、アナタ方ノ立派ナ鼻ガ落ちタリ、或ハ結核菌ガアナタ方ノ頭部或ハ顔面ノ皮膚ヲ通シテ肉體ニ入ツテ、朝ノ紅顔ガタノ白骨トナツタラ如何デスカ、ドウフ豫防方法ヲ講ゼラレルカ、斯ウ云フ質問ガ一番手取早クテ適當シテ居ラウト思ヒマス、御自身ノコトニナツテ御考ニナラスト適當ナ御答辯ガ得ラレヌノデハナイカト思フ、斯ウ云フ風ナ關係カラ、ソレヲ一般大衆ノ場合ニ適用シテ、此ノ法律案ヲ提案シテ居ルノデアリマス、此ノ問題ハ昔カラ非常ニ問題ニナツテ、私共ハ數年前カラ屢、議會ニ之ガ法制化ヲ提案シテ居ルノデアリマス、ソコデ厚生政務次官ハ御自分ノ立場カラ、サウ云フ場合ハドウ云フ方法ヲ採レバ宜イト思ハレルカ、法律ヲ以テ理容師ニ關スル總テノ關係ヲ規定シテ行クカ、

或ハ又ソレニ代ルベキ他ノ方法ヲ以テ其ノ
病菌ノ傳染ヲ豫防サレル方策ヲ樹立サレル
御覺悟ガアルノデアリマセウカ、何レニシ
テモ此ノ二ツノ中ノ一ツヲ採ラザレバ、國
民ノ保健衛生ノ建前カラ言ツテモ、政府ノ
責任ハ十分果サレヌノデハナイカ、先程モ
此處デ討論サレマシタ花柳病ノ豫防トカ、
或ハ畜類マデモ色々ナ病菌ノ豫防方法ガ講
ゼラレテ居ル今日ニ於テ、而モ從業員ガ全
國ニ十四萬モアルモノヲ保護ヲセズ、之ヲ
放置シテ顧ミナイト云フコトハ、政府當局
ノ自己ノ事務ニ對スル怠慢デハナイカト考
ヘル、此ノ二ツノ中ノ何レヲ採ラレルカラ
御言明願ヒタイ

○津崎政府委員 只今ノ御話ハ、既ニ地方
廳ニ依ツテ法規ガアツテ、ソレニ關スル取
締ヲヤツテ居ルノデアリマス、昨日御説明及
ビ御意見ヲ承リマシタ要點ハ、其ノ地方々々
ニ依ツテ施行セラレテ居ル規則ニノミ依
ツテハ尙ホ不完全デアアル、且又統制モ取レ
テ居ラス、ダカラ之ヲ法律化シテ全國的ノ
モノニシヨウト云フコトニ伺ツテ居ツタノ
デアリマス、隨テ政府ト致シマシテハ、ソ
レガ全ク無統制デアルトハ言ハスノデ、地
方地方ノ事情ニ即應シテ病氣ヲ豫防スル施
設ヲ命ジテ、免許制度モ採ツテヤツテ居ル

ノデアリマス、今アナタノ仰セラレルヤウ
ニ、理容師ニ掛レバ、法規モ何モ無イ爲ニ非
常ナ危険ニ曝サレテ居ルト云フコトハ認メ
ル譯ニモ行キマセヌガ、唯地方ニ依リマシ
テ色々法規ノ上ニ相違ガアル、又多少不完
全ナ所モアリマセウ、不完全ナモノハ改メ
テ、十分ニ理容ノ目的ヲ達スルヤウニシテ
行クコトハ努メタイト思ヒマス、唯之ヲ今
全國一齊ニ法律デ以テシナクテハナラヌカ
ト云フコトガ問題ニナツテ居リマスノデ、
何デモ彼デモ法律ヲ作ツテ一ニモ法律、二
ニモ法律、斯ウ云フコトヲヤルベキ程度ノ
モノデアアルカドウカト云フコトガ問題ノ要
點デハナカラウカト思フノデアリマス、先
程一番先ニ御話ニナツタコトハ、ソナコ
トガアツテハナラヌコトデ、今全ク法規モ
取締モ何モ無シニ、皆地方々々ノ事情ニ依
ツテ取締モ何モ致シテ居ルノデアリマス、
唯ソコヲノ不完全ナ所ハ省令ナリ、其ノ他
ニ依ツテ統制ヲ付ケテ行カウト云フコトヲ
昨日ハ御答致シテ居ツタノデアリマス、コ
チラモ法律ニスルコトヲ絕對ニ拒ムノデハ
アリマセヌガ、唯一ニモ二ニモ三ニモ皆法
律法律ト云フコトデハナシニ、或ハ地方廳
ノ命令ナドニ依リマシテ之ノ取締ガ付イテ
行クナラバ、ソレデヤツテ行クコトモ亦一

ツノ考ヘ方デアアル、斯ウ思フノデアリマス、
御問ニ御答シタコトニナラヌカモ存ジマセ
ヌガ、是ダケノコトヲ今御答申上ガテ置キ
マス
○中山福藏君 ソコナノデス、私ガ議會ニ
出マシテイツモ聽カサレル政府當局ノ御答
辯ノ型ヲ一步モ出テ居ラレヌコトト思フノ
デス、成程只今仰セラレマシタヤウニ地方
地方、土地々々デ各、異ツタ、其ノ場所ニ適應
シタ取締規定ガ確ニアル、ソレハアルノデア
リマスガ、其ノ下ニ又理髮組合ト云フモノガ
各所ニ出來テ居ル、其ノ取締法規ヲ基準ト
シテ、ソレト別個ニ理髮組合ト云フモノハ
全國的ニアル、各、部分々々ニアル、サウシ
テ各、違ツタ内規ガアル、其ノ内規ニ依ツテ
常ニ取締規則ト、理髮組合ノ内規ト云フモ
ノガ全然反對ノコトヲ決メタノガ澤山アル、
ソレデ極ク分リ易ク言ヘバ、組合ノ内規デハ
一軒ノ散髮屋ト散髮屋ノ間ハ六十間距離ヲ
置カナイト許サナイコトニナツテ居ル、所ガ
各府縣ノ取締規則デハ殆ド揆ヲ一ニシテ、ソ
レハ距離ハ要ラナイ、サウスルト今度ハ一町
以内ニ理髮屋ガ二軒アリマスト非常ニ營業ノ競
争ガ起キテ生活上ノ困難ヲ訴ヘルト云フノ
デ、五六百ノ組合ガ全部寄ツテ其ノ反對ノ
決議ヲシテ警察ニ陳情スル、サウスルト警

察ハドウ云フカト云フト、ソレハ自由競争ダ
カラ生存競争ハ勝手ニヤツタ方ガ宜イ、斯
ウ言フ、是ハ一例デアリマス、サウ云フヤ
ウナ鹽梅ニ、悉ク業者ノ生活ヲ脅威スルト
云フヤウナコトニ現在ナツテ居ルノデアリ
マス、デスカラ只今言ハレタヤウニ、之ヲ
法律化スルカドウカト云フ程度ヲ考ヘナケ
レバナラヌト云フ思召ハ、是ハ例ヘバ綿ダ
トカ、羊毛ダトカ云フ商工省ノ問題ナドニ
ナリマス、ソレハサウ云フ考ガ起リマス、
併シ是ハ日本人トシテ、或ハ臺灣、朝鮮、
樺太モアリマセウガ、日本人一般ノ保健衛
生ノ共通シタ基準ヲ與ヘルト云フノガ、此
ノ法律ノ特異性デアリマス、部分々々、個々
ノ物品ニ付テノ取締ヲ考ヘルト、ソレハ
程度ノ問題トカ、色々ナ問題モ考ヘラレマ
スガ、斯ウ云フ風ナ共通のナ保健衛生ノ問
題ト云フモノハ、モウ少シ御親切ニ御考ニ
ナラナケレバ、私ハ厚生省ノ存在ノ意義ハ
ナクナルノデハナイカト思ヒマスガ、如何
デセウカ、サウ云フ點ノ御考ヲ、一ツ大所
高所ニ眼ヲ著ケラレル津崎政務次官ノ御所
見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○津崎政府委員 御説ハ御尤デ、苟モ大キ
ナコトハ言フマデモアリマセヌガ、小サナ
コトニ至ルマデ、國民ノ保健衛生ニ關スル

決議ヲシテ警察ニ陳情スル、サウスルト警

コトニ至ルマデ、國民ノ保健衛生ニ關スル

コトハ害ヲ除キ、又善イ事ハ助長シテ行カ
 ナケレバナラスノデアリマス、是ハ問題ナ
 イコトデアリマス、有ユル民間ノ事情ヲ察
 シテ、ソレニ即應スル仕事ハシテ行クベキ
 デアリマス、唯昨日カラノ此ノ問題ハ、今法
 律ト致シマスト云フ御答ヲシテ居ナイノデ
 アリマス、又致シマセヌト云フ御答モシテ
 居ナイノデ、原則的ニ保健衛生ノコトニ關
 スル御意見ニハ、私ハ少シモ反對スルコト
 ハナイノデ、前ノ花柳病ノ話モアリ、結核
 ノ話モアリマスケレドモ、要スルニ國民ノ
 保健衛生、此ノ位重大ナ問題ハナイト信ジ
 テ居リマスカラ、ソレニハ異存ガナイノデ
 ス、唯問題ハ茲ニ理容師ノ統制ヲ付ケテ、
 不完全ナ所ヲ出來ルダケ完全ニシテ行ク、
 是モ問題ナイヤウデアリマスガ、之ヲ今日
 法律化スルト云フコトヲ此處デ御請合スル
 マデニハマダ至ツテ居ナイト云フコトヲ、
 昨日御答シタ譯デアリマス、原則ノ問題ト
 シテノ御問ノコトハ、ソレハ御尤デアリマ
 シテ、有ユル危害ヲ除キ、又善イ事ハ之ヲ
 助長シテ行クト云フ方針ハ、何處マデモ採
 ツテ進ミタイト思ツテ居リマス

ト云フモノハ決シテ閉却スルコトノ出來ナ
 イ重大ナル問題ダト私ハ思ツテ居リマス、
 ソレデ精神病者ダトカ癩病患者ダトカ云フ
 者、サウ云フ者ガ理容師ノ中ニ居ルト云フ
 コトハ、是ハ當然豫防スル必要ガアル、ソ
 レヲ感染スル前ニ未然ニ豫防スル必要ガア
 ルト考ヘルノデアリマス、アナタノ御建前
 カラシテ、斯ウ云フコトハ大臣ナラバ、
 言シテ、直チニ法律化スルト云フコトガ必
 要ダト思ヒマス、次官トカ大臣ナラバ、
 普通常識ハ持ツテ居リマスケレドモ、専門
 家デナイカラ分ラヌ、常識的ニ御判斷ニナ
 ツテ、通り一遍ノ質疑應答ニナツテ居ル、
 是デハ不眞面目ダト私ハ思ヒマス、アナタ
 ノ御建前カラ、アナタノ御決心ヲ承リタイ
 ト思ヒマス、一日モ一瞬モ忽セニスルコト
 ノ出來ヌ問題デス、散髪屋ト一口ニ言ツテ
 貶シテシマヘバソレマデ、併シ散髪屋ガ精
 神病者デアツテ、アナタノ頸ノ動脈ニ一片ノ
 剃刀ヲ入レタラドウナルカト云フ問題ガ、
 茲ニ附帯シテ參リマス、サウ云フ危険ヲ慮
 ツテ、此ノ際アナタノ御決心次第デ、是ハ
 法律化スル問題ダト思ヒマス、散髪屋ノ問
 題ト一口ニ貶サズニ、本當ノ心ヲ聽カシテ
 戴キタイト思ヒマスノデ、御答ヲ願ヒマス

傳播スルト云フコトハ、勿論能ク考ヘナケ
 レバナラスコトデアリマシテ、其ノ爲ニハ
 私ノ方ノ仕事ノ上デモ常ニ考慮ヲ拂ツテ居
 リマス、例ヘバ結核患者ガ居リマスケレバ、
 結核豫防法ニ依リマシテ、是ハ理髮業者ノ
 ミデハゴザイマセヌガ、所謂接客業ノ人達
 ニハ、健康診斷ヲ強制スルコトニナツテ居
 リマシテ、其ノ診斷ヲ行フノデアリマス、
 サウシテ危険ナ状態デアレバ從業ヲ禁止ス
 ル、是ハ一例デアリマスガ、サウ云フコト
 ニナツテ居リマシテ、全然疾病豫防ノ立場
 カラ、之ヲ閉却シテ居ルト云フ譯デハゴザ
 イマセヌ、只今御話ニアリマシタヤウニ、
 理髮師法或ハ理容師法ト云フ法律ヲ作りマ
 スレバ、或ハ其ノ邊ノ取締モ更ニ完全ニナ
 ラウカトハ存ジマス、今マデノ所モ理髮業
 者ニ向ヒマシテ、健康状態ハヤハリ之ヲ審
 査シタ上ニ、從業ヲ免許スルト云フヤウナ
 取締方ニナツテ居ルト私ハ存ジテ居リマ
 ス、詰リ御話ノ點ハ能ク分ツテ居リマスル
 シ、私共閉却シテ居ルノデアリマセヌガ、
 法律ヲ以テヤリマスカ、法律ニハ及バヌ、
 今暫クノ間ハ地方廳ノ取締ノ法規デモ宜シ
 イト云フコトニナルカ、多分衛生局長ハ、
 今マデノヤリ方デ非常ナ危害モナカツタカ
 ノヤウニ思フカラ、俄ニ法律ニシヨウト云

フ考ヘ方ハマダ持ツテ居ナイノダ、併シ研
 究ヲスル、斯ウ云フコトト存ジマス、ソレ
 カラ昨日モ衛生局長ガ申シテ居リマシタ
 ガ、現在アリマス程度ノ地方廳ノ取締デ尙
 ホ不便ノ所ガアレバ、或ハモウ一步進ミマ
 スレバ厚生省デ省令ニ依リマシテ、全國畫
 一的ニ其ノ取締ヲ行フノモ一ツノ方法デア
 ラウカト云フコトモ、御答シテ居ツタヤウ
 ニ思ヒマス、詰リ目的トスル所ハ、モウ能
 ク分ツテ居ル次第ト存ジマス、唯法律デヤ
 リマスルカ、省令デヤリマスルカ、地方廳
 デヤルカト云フ其ノ實際ノ問題デアリマシ
 テ、私ハ實ハソコヲ結論マデ研究シテ居リ
 マセヌガ、今マデノ取締ノヤリ方デモ、非
 常ニ大キナ缺陷ガアツテ、是ハ早速改メネ
 バナラスト云フマデニハ、實ハ缺陷ニ付テ
 見聞シテ居ラスヤウナ氣ガシテ居リマス、
 尤モ是ハ私ノ直接ノ職務デアリマセヌカラ、
 缺陷ガアラウカトモ思ヒマスガ、大體厚生
 省トシテノ考ハ、今私ガ申上ゲマシタヤウ
 ナ譯デ、今マデノ所デハ間ニ合ツテ居ルノ
 デハナイカ、若シ不便不滿ガアレバ、一步
 進メテ省令デモ行クノガ便宜デハナカラ
 ウカ、法律マデハ考ヘテナイト云フ程度デ
 ナイカト思ヒマス、一應御答申シマス

○中山福藏君 實ハ私ハ十五年前カラ理髮

○中山福藏君 豫防局長ハ主ニ技術ノ方ヲ

○高野政府委員 理髮師ノ手カラ傳染病ガ

○中山福藏君 實ハ私ハ十五年前カラ理髮

組合ノ顧問ヲシテ居ルノデス、デスカラア
ナタノ仰シヤルコトハ、唯表面ダケノ御觀
察デアアル、御研究デアルト云フコトガハツ
キリ分ルノデス、デスカラモウ少シ民衆ニ
直接ニ御接シニナリ、理髮組合ノ内部ニ入
ツテ能ク研究ニナリマセヌト、唯サウ云フ
風ナ通り一遍ノ表面ヲハルト云フヤウナ御
答辯ダケデハ、民衆ニ親切ナ法律トカ省令
トカ府縣令トカ云フモノハ出來ルモノデハ
ナイト私ハ思ヒマス、デスカラ、サウ云フ
ヤウナ弊害ニ鑑ミテ、之ヲ全國的ニ省令デ
モ、或ハ法律デモ構ヒマセヌガ、統一シテ其
ノ基準ト云フモノヲ明示シテ、國民ノ保健
衛生ノ目的ヲ全ウスルト云フコトニナラナ
ケレバナラス、是ハ舊時代ノ官吏型ノ考デ
ハイケマセヌ、ヤハリ時代ニ即シテ、本當
ニ善イコトナラモウ即時ニヤルト云フコト
デナケレバナラス、私共ノ記憶スル所ニ依リ
マシテモ、此ノ法案ヲ出シテカラモウ三年ニナ
リマス、ソレニマダ其處マデ研究ガ整ハヌト
云フコトハ、一體三年ノ間何ヲシテ居ツタカ
ト云フコトニナツテ來ル、御趣旨ハ分ルノデス、
御考ノアル所ハ能ク分ルノデスケレドモ、
私共十五年間理髮組合ノ内ニ居ツテ色々
ナ弊害ヲ見テ居ルノデアリマスカラ、ソレ
デ御願スルノデス、大概免許制ニナツテ、

府縣ニ於テ鑑札ヲ下ゲル時ニ、一應ハ身體
検査ヲ強要シテ居ルト仰シヤイマスケレド
モ、一遍免許ガ下ツテカラ肺結核ニナツテ
居ル者ガ澤山居ル、理髮業者等ニハ結核患者
ガザラニアアルノデスヨ、ソレヲ「マスク」モ
掛ケズニ始終顔ヲ剃ツテ居ル、實ニ危険デ
ス、私ハ一週間シタラモウ死ヌノダト云フ
結核患者ガ、生活ガ維持出來ヌト云フノデ
顔ヲ剃ツテ居ルノヲ見テ、一週間目ニ花輪
ヲ出シタ例ヲ持ツテ居ル、サウ云フコトデ
スカラ、決シテ輕視スベキ問題デハナイ、
ドウカサウ云フ意味ヲ能ク御吟味下サイマ
シテ、サウシテ上司ノ方々トモ御相談ニナ
ツテ、省令デモ、法律デモ——此處デハ法
律案トシテ出シテアルノデ、希クハ法律案
トシテ出シテ戴ケバ結構デアリマスガ、要
スル所ハ一日モ早クモウ少シ剗切ナ、國民
ノ保健衛生ヲ維持スルト云フ立場ニ立ツ
テ、サウシテ斯ウ云フ問題ハ統一的ナ標準
ヲ定メテ善處セラレルコトガ、私ハ最モ國
家ニ忠ナル所以デアルト考ヘマスカラ、其
ノ一言ヲ殘シテ私ノ質疑ヲ終リタイト思ヒ
マス

○清委員長 暫時休憩致シマス

午後二時三十三分休憩

午後二時四十分開議

○清委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマ
ス、理容師法案ニ付テ採決ヲ致シマス、贊
成ノ方ハ御起立ヲ願ヒマス

(議員起立)

○清委員長 全會一致本案ハ可決致シマシ
タ(拍手)皆サン色々御苦勞様デゴザイマシ
タ、是デ散會致シマス

午後二時四十一分散會

昭和十四年三月二十五日印刷

昭和十四年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局